

受大監第 19 号
平成 28 年 12 月 22 日

大山町長 森田 増範 様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

事務執行監査の結果について（提出）

平成 28 年 11 月 4 日付発大総第 364 号で要求があった事務執行監査について、地方自治法第 199 条第 6 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、下記のとおりその結果の報告を提出する。

記

I. 監査の要領

- (1) 監査の種類 事務執行監査
- (2) 監査の期間 平成 28 年 11 月 4 日～12 月 22 日
- (3) 監査した者 監査委員 後藤 洋次郎 監査委員 西山 富三郎
- (4) 監査対象部署 総務課・会計課・観光商工課・地方創生本部事務局

II. 監査の対象

- (1) 監査要求のあった事務
大山町が特定非営利活動法人 大山中海観光推進機構（通称「大山王国」と呼ばれているため、以下「大山王国」という。）に委託していた観光事業
- (2) 監査の対象委託事業
平成 18 年度大山讃歌 CD 作成から平成 28 年度「大山」と書いて“だいせん”と読ませるプロジェクト実施業務まで計 17 事業

III. 監査実施項目

監査の対象委託事業について、財務に関する事務の執行が適正に行われているかを主眼に、次の項目について監査を実施した。

- (1) 支出事務 委託料の支出
- (2) 契約事務 契約の方法及び手続き、契約締結事務、契約の履行

IV. 監査の方法

監査の対象委託事業全てについて、支出事務および契約事務の状況を示す資料を確認するとともに、監査対象部署の職員から聞き取り調査を行った。

(1) 提出を求めた資料

(総務課)

- ・委託期間中の当該職員の出勤簿、休暇承認簿、出張命令簿

(会計課)

- ・機構の債権者登録申請書
- ・機構への支出状況の一覧（支払日・支払金額・振込口座名）及び各支出に係る請求書

(観光商工課・地方創生本部事務局)

- ・機構への業務委託一覧
- ・機構との契約関係書類一式

（委託業務伺、指名審査委員会会議結果、見積書、契約書、中間報告、会議録、実績報告書、納品書、検査調書）

- ・委託業務の実施状況を示す書類一式（会計帳簿、証憑書類、通帳取引記録）

(2) 任意に提出があった資料

- ・大山町職員A（以下、「職員A」という。）の預金取引明細表
- ・平成28年11月10日付で職員Aから大山町長に提出された文書及び平成28年12月14日付で大山王国の理事長から大山町長に提出された文書（これらの文書で職員A及び理事長が述べていることを以下「申述」という。）

(3) 聞き取り調査の実施日及び出席職員

大山王国の事業委託に関係した職員から、11月17日、21日、29日に聞き取り調査を実施

V. 監査報告

1 大山王国の法人の概要

- (1) 大山王国は、平成 17 年 6 月 3 日に鳥取県から認証され、平成 17 年 6 月 10 日に設立された特定非営利活動法人で、定款に記された目的は、「大山及び中海周辺を訪れる観光客及び大山及び中海周辺で観光関連産業に従事している人々に対して、観光情報の提供、来訪者の利便向上、体験プログラムの提供等に関する事業を行い、大山及び中海周辺地域の知名度向上、来訪者の満足度向上を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。」とされている。
- (2) 鳥取県のホームページによると、大山王国は、鳥取県に対して過去 3 年度の収支及び預金の状況について表 1 のとおり報告している。

(表 1) 大山王国が鳥取県に報告した収支状況 (単位：千円)

年度	収入	支出	年度末で保有している預金
25	36,749	37,106	山陰合同銀行普通預金、郵貯銀行普通貯金 米子信用金庫普通預金
26	14,602	15,403	同上
27	7,870	7,945	同上

- (3) そして、大山町職員 A (以下、「職員 A」という。)は、設立当時から大山王国の理事となっており、また、大山町職員 B (以下、「職員 B」という。)は、2 年前から大山王国の社員となっている。

2 大山王国への事業委託の内容

- (1) 大山王国への事業委託は平成 18 年度から行われており、その事業内容は表 2 のとおりである。

(表 2) 大山町が大山王国に発注した事業委託

年度	事業名	担当課	課長等	担当者
18	大山讃歌 CD 作成 (以下「18CD」という。)	観光商工課	職員 A	他
21	大山讃歌 CD 増版 (以下「21CD」という。)	観光商工課	他	他
21	大山と書いてだいせんと読ませるプロジェクト (以下「21 大山」という。)	大山振興課	職員 A	職員 B
22	オオサンショウウオガイドブック作成 (以下、「22 ブック」という。)	社会教育課	他	他
22	大山と書いてだいせんと読ませるプロジェクト (以下「22 大山」という。)	観光商工課	職員 A	職員 B
23	大山と書いてだいせんと読ませるプロジェクト (以下「23 大山」という。)	観光商工課	職員 A	他
23	大山ツアーデスク運營業務(以下、「23 ツアー」という。)	観光商工課	職員 A	他
23	東日本大震災大山町応援団等(以下、「23 震災」という。)	観光商工課	職員 A	他
24	大山ツアーデスク運營業務(以下、「24 ツアー」という。)	観光商工課	職員 A	他
24	大山と書いてだいせんと読ませるプロジェクト (以下「24 大山」という。)	観光商工課	職員 A	他
25	大山と書いてだいせんと読ませるプロジェクト (以下「25 大山」という。)	観光商工課	職員 A	他
26	大山と書いてだいせんと読ませるプロジェクト (以下「26 大山」という。)	観光商工課	職員 A	他
27	大山エコトラックシステム仕様策定業務(「27 エコ」という。)	地方創生本部	職員 A	他
27	大山と書いてだいせんと読ませるプロジェクト (以下「27 大山」という。)	観光商工課	他	他
27	みんなの大山讃歌作成(以下、「27 讃歌」という。)	観光商工課	他	他
27	同名でむすぶ交流促進事業(以下、「27 同名」という。)	観光商工課	他	他
28	大山と書いてだいせんと読ませるプロジェクト (以下「28 大山」という。)	観光商工課	他	他

(注) 「課長等」及び「担当者」欄の「他」は、職員 A 及び職員 B 以外の他の職員である。

(2) また、各事業の契約方法、見積金額、契約金額、実績報告等の状況は、表3のとおりである。

(表3)各事業の契約方法等

(単位：千円)

業務名	契約方法	見積	見積金額	契約金額	実績報告	支払先銀行
18CD	随意契約	一社	なし	341	成果物	山陰合同銀行
21CD	随意契約	一社	662	662	成果物	鳥取銀行
21 大山	随意契約	一社	8,715	8,715	9,008	鳥取銀行
22 ブック	随意契約	一社	143	143	成果物	山陰合同銀行
22 大山	随意契約	一社	11,970	11,970	12,189	鳥取銀行
23 大山	随意契約	一社	15,435	15,935	なし	鳥取銀行
23 ツアー	随意契約	一社	2,688	2,688	2,688	鳥取銀行
23 震災	随意契約	一社	1,000	1,000	なし	鳥取銀行
24 ツアー	随意契約	一社	なし	4,100	4,100	鳥取銀行
24 大山	随意契約	一社	15,435	15,435	15,607	鳥取銀行
25 大山	随意契約	一社	4,410	4,740	5,035	鳥取銀行
26 大山	随意契約	一社	4,212	4,212	4,530	鳥取銀行
27 エコ	随意契約	一社	1,000	2,412	2,511	鳥取銀行
27 大山	随意契約	一社	3,888	3,056	3,446	鳥取銀行
27 讃歌	随意契約	一社	1,972	1,972	3,027	鳥取銀行
27 同名	随意契約	一社	1,998	1,998	2,055	鳥取銀行
28 大山	随意契約	一社	2,992	2,992	—	鳥取銀行

3 監査結果

(1) 契約当事者

平成28年11月1日付の新聞で、大山王国の理事を務める職員が大山町のPR事業をNPO法人に委託したように装い、実際には自身で実施していた旨の、また、名前が使われたNPOの理事長は覚えのない事業であるとの答弁をした旨の報道が行われた。

また、表2に示したように各委託事業の多くは、職員Aが関わっているところであり、しかも職員Aは受注者側の理事でもあることから、最初に、契約当事者についての監査結果を報告する。

まず、発注に際しては、職員Aが課長等として発注に係る決裁文書に押印しているものがあるものの、他の事業も含め、町長あるいは副町長までの決裁が所定の手続きに従って行われており、職員A個人の判断で発注されたものとは言えない。

次に、受注者側の大山王国については、大山町の監査委員の監査権限の対象外であるため、確実な事実認定ができないところであるが、後の(3)で示すように大山町から受託した事業を職員Aが取り仕切っていた事実が認められるものの、①取引に際して大

山町に提出された書類には大山王国の印が押印されていること、②職員Aは大山王国の理事長も大山町との取引を知っていたと申述していること、③大山王国の理事長も大山町と大山王国との契約は適正に成立しているものと思量している旨申述していること、④各委託事業に係る取引先が発行した領収書等の宛名は大部分が大山王国と記載されていること、⑤大山町が委託料を振り込んだ鳥取銀行の普通預金口座は、表1に示したように鳥取県に報告されていないところであるが、大山王国の他の預金口座との間で預金間取引があること、⑥大山王国の理事長も同口座について大山王国の意思により設けられたものであると申述していること、⑦23 ツアーと 24 ツアーの事業委託については、ハローワークにおいて大山王国名でツアーデスクの運用に係る従業員の募集が行われた後、大山王国が従業員を雇用していること、⑧職員Aも大山王国の業務として企画提案した旨の申述をしていることなどから判断すると、職員Aが大山王国を装って個人として取引していたと認定することや、理事が独断で取引していたと認定することには無理があり、大山王国が契約の当事者の一方であったと認定することが相当と考えられる。

したがって、上記表2及び表3に示した委託事業は、大山王国に対して委託が行われ、大山王国が事業を実施したものととして下記(2)以降の項目について監査した。

(2) 職員と理事等の兼務

鳥取県のホームページによると、職員Aは、大山王国設立当時から理事となっており、平成25年度から27年度までの事業報告書では、大山王国が報酬を支払っているのは理事長だけで、職員Aを含め他の理事には報酬は支払われていないこととなっている。

また、職員Aも、大山王国から創設以来報酬は受けていない旨の答述をしている。

なお、職員Aは、理事への就任に当たって、大山町長の許可を得ていない。

次に、職員Bについては、大山王国の事業報告書では報酬を受けているかどうか定かでないところであるが、2年前から社員となっており、社員としての報酬は得ていないし、社員になるに当たっての大山町長の許可を得ていない旨の答述をしている。

ところで、地方公務員法第38条第1項に「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定されている。

職員A及びBが大山王国から報酬を受けたという証拠は見当たらず、また、特定非営利活動法人は営利を目的とする会社等ではないことからすると、職員A及びBが理事等への就任に当たり大山町長から許可を得なかったことに法律上の問題はない。

(3) 受託事業の実施と職務専念義務

ア 地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」

と規定されている。

イ 表 2 及び表 3 に示した事業については、実施中の 28 大山を除き、全て実施済みであり、その契約方法、支払方法、実績報告等とはもかくとして、実績が認められるところ、その事業の実施に当たっては、職員 A や部下職員からの聴取によると、職員 A が外注先への発注、関係者への根回し等をほぼ一人で取り仕切り、時には、部下職員にも命じてその事業を遂行していたことが認められる。

この点について、部下職員も、課長命令なのか大山王国の理事としての依頼なのか判然としなかった旨の答述をしている。

また、これら受託事業については、職員 A 及び部下職員からの聴取によると、勤務時間中にも行われていたことが認められ、また、受託事業に係る書類等を職場の自らの机等に保管していたことが認められる。

なお、表 3 に示したように、大山王国は多額の事業を大山町から受注しており、これらの事業に係る領収書等を確認したところ、受注金額の中から多数の事業者、関係者に費用が支払われており、これらの取引を職員 A が取り仕切っていたとするならば、取引先との交渉時間、交渉事務量、事業の実施時間帯等から見ても職員 A が勤務時間中に大山王国の事務を行っていたことが容易に推認できるところである。

ウ 上記アの規定は、いわゆる職務専念義務の規定であるが、大山町が委託した事業を職員 A が従事することは、それは大山王国の理事としての立場で従事しているものと認められ、そして、勤務時間中に理事の仕事をするとは、明らかに職務専念義務に反することである。

エ 次に、職員 B は、平成 24 年 4 月から観光商工課から別の課に異動しているところ、2 年前に大山王国の社員となったのは、職員 A からの依頼によるもので、時々大山王国の仕事を手伝うこともあるが、その仕事は、勤務時間外に行い、どうしても勤務時間内に行わざるを得ない時には休暇を取って手伝っている旨答述している。

この答述を覆すような事実も認められないところであり、職員 B については、職務専念義務に反していないと推認される。

【指摘事項】

A 勤務時間中に職員 A が理事の仕事をするとは、職務専念義務違反であるので、勤務時間中は職員としての仕事に専念するよう注意されたい。

B 現在、28 大山の事業が委託されているが、職員 A が勤務時間中に理事としての仕事ができずに事業の遂行ができなくなるというのであれば、大山王国に対して他の理事等で事業の遂行が可能であるかの確認を実施した上、不可能というのであれば契約の解消を行い、事業の中止を行われたい。

また、事業の遂行が必要ということであれば、至急、他の業者と契約するなど善後策を講じられたい。

C 他の団体の理事等を兼任している職員について、実態確認をした上、勤務時間中

に理事等の仕事をしている職員があれば、勤務時間中に理事等の仕事をしないよう注意されたい。

(4) 契約方法

表3に示したように大山王国への事業の委託は、取引金額が一定基準以下で随意契約が許される18CD、21CD、22ブック以外の事業でも、全て随意契約であり、しかも大山王国一社しか見積書を徴していない。

地方公共団体が行う契約は入札によることが原則であり(地方自治法第234条第2項)、随意契約は地方自治法施行令第167条の2の規定によって認められた場合にのみ行うことができるとされており、また、大山町財務規則第124条では、随意契約をしようとするときは原則2人以上の者から見積書を徴しなければならない旨規定されている。

これらの規定は、契約の競争性、透明性、公正・公平の確保、職員の恣意の介入防止等を図るためのものと考えられるところ、公金の支出を伴う以上、厳守しなければならない規定と考えられる。

しかしながら、大山王国との随意契約については、果たして一社だけしか契約を結ぶ会社がいなかったのか、民間会社に事業を委託することはできなかったのか、平成28年12月上旬に大山町のホームページに掲載されているような日本遺産に係るホームページやパンフレットの作成業務に係る事業者募集のような手段が取れなかったのか甚だ疑問が残るところである。

また、契約の締結に当たっては、契約当事者の過去の受託事業の実施状況、契約遵守の状況等検討する必要があると考えるところ、職員Aが職務専念義務に反しながら事業を行うような法人、あるいは、後記(6)で述べるように期限内に実績報告書を提出しないような、すなわち、契約条項を遵守しないような法人と継続して随意契約を締結したことは、①単に前年度踏襲しただけのもの、あるいは、②職員の恣意が介入しているものとの疑念の残るものであって、十分な審査も行われなかった不適切なものであると言わざるを得ない。

【指摘事項】

D 大山王国との随意契約は、十分に審査されていない不適切なものと認められるため、今後、随意契約の審査を厳格に行われたい。

【監査意見】

(A) 平成25年度定例監査においても「契約については、競争性及び透明性を確保する必要があり、町民から不適切な契約を行っているのではないかと懸念を抱かれるようなことはあってはならないところであり、そのためには、随意契約は可能な限り制限すべきものであって、随意契約を行わざるを得ないかどうかの審査の徹底を図るべきである。また、安易な随意契約は許されないところであり、職員の恣意を介在させ

ないためにも、随意契約ガイドラインの作成や契約内容の公表をするなどして透明性の確保を図る必要がある。」と監査意見を述べたところであるが、随意契約ガイドラインの作成や契約内容の公表について、再度、提言する。

- (B) 大山町建設工事指名競争入札参加者等審査委員会規程で指名委員会が随意契約等の審査を行うこととなっているが、その構成員は、大山町職員だけで構成されている。契約の適正化、透明化のためにも、指名委員会への民間人の登用を検討されたい。

(5) 契約保証金

大山町財務規則第 129 条は契約を締結する者に契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納めさせなければならない旨の、また、同第 130 条は 5 つの条件の一つに該当する場合には契約保証金の全部又は一部を免除することができる旨を規定している。

18CD、21CD、22 ブックについては、同第 130 条の免除規定の一つである契約金額が基準以下という条件に該当するため、上記規則に従い契約保証金を免除する旨の条項が契約書に記載されており、契約保証金が全額免除されている。

しかしながら、それ以外の事業については、契約書には契約保証金の徴収・免除に係る条項が記載されておらず、また、契約保証金の徴収も行われていない。

契約保証金が金額基準以下の 23 震災、27 エコの事業はともかくとして、他の事業については、契約保証金を免除する条件に該当しておらず、契約保証金を徴すべきものである。

【指摘事項】

- E 大山王国との契約の中に契約保証金を徴すべき取引が存在するが、これらの取引について契約保証金を徴していないことは大山町財務規則に反することである。

契約保証金は、契約履行後に返還するものであることから、すでに完了した取引について遡って契約保証金を徴することは無益なものであるが、28 大山の事業については、契約が継続中であり、契約をこのまま継続するのであれば、大山町財務規則に沿って契約保証金を徴収されたい。

(6) 支払方法等

ア 表3に示した大山王国との取引のうち、部分払い、概算払いされている契約があるが、その状況は、表4のとおりである。

(表4) 部分払いや概算払いとなっている契約の状況 (単位：千円)

業務名	当初契約	支払日	支払数	中間報告	支払方法	実績報告	検査
21 大山	21. 7. 2	21. 7. 6～ 22. 1. 25	4 回	あり	部分払	21.12.28	21.12.28
22 大山	22. 4. 5	22. 4. 26～ 23. 2. 7	4 回	なし	概算払	23.1.15	23.1.15
23 大山	23. 4. 1	23. 4. 25～ 24. 2. 6	4 回	なし	概算払	なし	なし
23 ツアー	23. 4. 5	23. 4. 25～ 24. 10. 17	2 回	なし	概算払	24.3.31	24.4.10
23 震災	23. 10. 18	23. 11. 15	1 回	—	概算払	なし	なし
24 ツアー	24. 4. 1	24. 4. 16～ 24. 7. 25	2 回	なし	概算払	25.3.31	25.4.9
24 大山	24. 4. 1	24. 4. 25～ 25. 1. 15	4 回	なし	概算払	28年2月頃	不明
25 大山	25. 4. 1	25. 4. 25～ 25. 8. 15	2 回	なし	概算払	28年2月頃	なし
26 大山	26. 4. 1	26. 5. 26	1 回	—	概算払	28年2月頃	なし
27 エコ	27. 5. 8	27. 6. 5～ 28. 4. 25	3 回	なし	概算払	納品日不明	28.3.1
27 大山	27. 5. 1	27. 10. 26	1 回	—	概算払	28年11月	なし
27 讃歌	27. 12. 1	28. 1. 15	1 回	—	概算払	28.3.25	28.3.31
27 同名	27. 12. 8	28. 2. 5	1 回	—	概算払	28.2.5	28.3.31
28 大山	28. 6. 1	28. 8. 5	1 回	—	概算払	—	—

(注) 24 大山の事業については、関係書類綴の中に検査調書が編綴されていたが、決裁が行われていないため、「検査」欄は「不明」とした。

イ 概算払いができる経費については、大山町財務規則第72条で定められており、委託料のうち概算払いを必要するものについても概算払いができることになっているが、委託料が概算払いできるようになったのは、平成27年7月からであって、それまでは、委託料については概算払いが認められていない。

したがって、表4に示したように、22 大山から 27 大山に至る事業については、概算払ができなかった時期であるにもかかわらず、概算払が行われており、大山町財務

規則に反した契約と言える。

ウ また、大山町財務規則第 73 条には、概算払は精算完了後でなければ当該概算払を受けた者に対する次回の概算払をすることができない旨が定められているが、表 4 に示したように、22 大山、23 大山、23 ツアー、24 ツアー、24 大山、25 大山、27 大山の事業については、中間報告も受けておらず、概算払の精算が行われないうまま、次の概算払が行われており、この面からも大山町財務規則に反した支払いであると言える。

エ 実績報告書の提出については、各事業の契約書に記載されているところであるが、表 4 に示したように実績報告書が提出されていない事業もある。

24 大山、25 大山、26 大山の事業については、実績報告書が提出期限後の平成 28 年 2 月頃に提出されているが、これらは、観光商工課の職員に督促されてから提出されたものである。

また、27 大山の事業については、平成 28 年 11 月に提出されているが、これは、今回の事務執行監査の際に監査委員が職員 A に対して質問検査を実施した際に提出されたものである。

このように、大山王国は、実績報告書を期限内に提出しないという契約条項違反を繰り返していたことが認められ、一方の大山町もこれを何ら措置せずに見過ごしていたものと言わざるを得ない。

オ 実績報告書が提出されていない事業、実績報告書の提出が期限後となっている事業については、検査が未実施の状況となっている。

したがって、概算払した事業のうち、検査が未実施となっている事業については、精算なしの状態でのままとなっている。

カ 表 4 に示した事業の検査調書を見ると、すべての検査調書には大山王国の理事長が検査に立ち会った旨の記述があるが、検査調書の作成職員等からの聴取によると、理事長は立ち会っておらず、「形式的に立会者を理事長とした」、「立会者を職員 A と書くわけにはいかない」、「前年度の記載内容をそのまま踏襲とした」といったような答述があり、検査調書が事実の状況を記載したものとは認められず、形骸化したものとなっている。

キ 27 エコの事業については、だいせんエコトラックシステム仕様書案の作成は完了しているが、契約条項で求めている「視察結果の報告書」「だいせんエコトラックを斬新で魅力的な商品として構築するために必要な事項を記した調査結果報告書」の作成がなく、契約条項が守られておらず、また、検査が不十分であるとも言える。

【指摘事項】

F 大山王国との取引については、契約面、支払面、検査面で大山町財務規則に抵触するものが多く見受けられ、そのチェックも不十分であると言わざるを得ない。

公金の支出に当たっては、大山町財務規則は厳格に遵守すべきであるので、職員へ注意喚起を行うとともに、今後、大山町財務規則に照らした厳格な決裁、審査を実施

されたい。

G 未提出である実績報告書の提出要求、並びに未実施の検査の実施をした上、概算払の精算を早急に実施されたい。

(7) 委託事業に係る費用

ア 大山王国との各事業委託契約書には、大山町は 大山王国からいつでも証憑書類を調査することができる旨が記載されていることから、本年 11 月にこれら契約条項に基づき大山町が大山王国から各事業委託契約に関する証憑書類等の提出を受けたところであるが、各事業の契約金額、実績報告の金額、提出された領収書等の状況は表 5 のとおりである。

なお、表 2 及び表 3 に示した 18CD、21CD、22 ブックの各事業については、証憑書類の提出にかかる契約条項がないため、領収書等の提出はない。

(表 5) 各事業の契約金額、実績報告の金額と領収書等の状況 (単位：千円)

業務名	①契約金額	②実績報告 の金額	③領収書等 の合計	差 額	
				①－③	②－③
21 大山	8,715	9,008	4,142	4,573	4,866
22 大山	11,970	12,189	11,268	702	921
23 大山	15,935	なし	6,430	9,505	実績報告なし
24 大山	15,425	15,607	8,619	6,806	6,988
25 大山	4,740	5,035	1,048	3,692	3,987
26 大山	4,212	4,530	3,430	782	1,100
27 エコ	2,412	2,511	1,142	1,270	1,369
27 大山	3,056	3,446	1,932	1,124	1,514
27 讃歌	1,972	3,027	2,876	△904	151
27 同名	1,998	2,055	1,494	504	561

(注) 「③ 領収書等の合計」欄は、大山王国から提出された領収書等を大山町職員が集計したもので、年度が異なる領収書等も含む。

イ 表 5 に示したように大山王国から提出された領収書等は実績報告の金額の一部であり、実績報告の正確性については、検証ができない状況である。

この点に関し、職員 A は、事務量の増大に併せ、経理事務に回す手間がなかなかとれなくなり、証憑書類の管理が不十分になっていった旨申述している。

ウ また、大山王国から提出された鳥取銀行の口座を見ると、大山町及び他の団体からの受注事業に係る収入金額が振り込まれており、それを原資として大山王国から職員 A の預金口座に振り込みが行われているが、その年度別の振り込み金額は、表 6 のとおりである。

(表 6) 大山王国から職員Aの預金口座に振り込まれた金額 (単位：千円)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
3,182	5,190	7,415	7,995	4,570	1,260	6,312	648

エ 表 6 の振り込み金額に関し、職員Aは、事業の進捗と大山町からの委託金の支払時期のずれ、事務費超過などにより立て替え払いが発生することも多く、多額の場合、個人のクレジットカードで決済することも日常化することになった旨の、また、結果的に職員A個人の持出しもかなりな額発生したが、具体的な金額は不明である旨申述している。

大山王国からの振り込み、あるいは、上記の申述に関連して、職員Aに対して振り込みがあった職員A個人の預金口座の内容について聴取をしたところ、職員Aから任意に2つの預金口座についての金融機関作成の預金取引明細表が提出されたが、その預金口座の各年度末現在の預金残高は、表 7 のとおりである。

(表 7) 職員Aの年度末の預金残高 (単位：千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
No.1	△	△	△	△	△	△	△	△
No.2	△	△	△	△	△	△	△	△

(注) 「28年度」欄は、平成28年10月31日現在。

オ また、表 7 に示した預金口座においては、クレジットカードの決済が頻繁に行われていることが認められる。

カ 表 5 に示したように契約金額よりも実績報告の金額が上回っていること、大山王国から振り込みが行われていること、頻繁にクレジットカード決済が行われていること、並びに、個人預金の残高の赤字が年々増加傾向にあることは、上記エに示した職員Aの申述、すなわち、事務費超過、立て替え払い、クレジット決済、個人の持出しという申述に沿うものと思われるが、表 5 に示したようにすべての取引に対する領収書等が提出されていないため、また、クレジットカードの取引明細も不明のため、実績報告の信ぴょう性を確認することができないほか、申述内容についても確認ができないところである。

キ 次に、提出された領収書等を確認すると、次の問題点が確認された。

(ア)23 大山の事業において、冷蔵庫の購入に係る領収書等が存在するが、見積書に冷蔵庫の購入はない。

この点について、職員Aに聴取したところ、冷蔵庫は大山支所で使用している旨の答述をしている。

職員Aが大山町職員の立場で大山王国に購入させたのか、あるいは、職員Aが大山王国の理事としての立場で、委託費の中から冷蔵庫を購入して、大山町役場に提供したのか定かでないが、不適正な備品購入である。

(イ)23 大山の事業等において、見積書及び実績報告書において旅費の支出に係る記述

があるものの、誰の旅費なのかその明細が記載されていないところであるが、領収書等を確認したところ、その中に大山町職員の出張旅費が含まれていることが判明した。

本来、職員の旅費については、旅費として予算計上すべきであるところ、委託費の中から職員の旅費を支出させることは、仮に、見積の段階で職員の旅費が含まれていたとするならば委託費が過大に見積もられたことになり、見積の段階で含まれていなかったとするならば委託費の圧迫に繋がるものであり、いずにせよ不適正な旅費の支出である。

(ウ)22 大山の事業等において、見積書には食料費の見積はないが、例えば、平成 22 年 7 月 31 日支払いの 55,740 円、平成 22 年 11 月 30 日支払いの 28,600 円など食料費に係る領収書等が多く見受けられる。

見積書にない食料費の支出がこの契約条項に沿うものであるかどうか、疑念が残るところである。

(エ)26 大山の事業等において、例えば、平成 26 年 10 月 28 日付「〇〇後援会」宛ての 25,000 円の領収書など宛名が大山王国となっていない領収書等が見受けられるが、職員 A に聴取したところ、特定の団体から予算上落としどころがない費用について相談が持ち掛けられ、大山町の観光に関連することでもあるので大山王国の委託費からその団体に代わって支出した旨の答述をしている。

上記(ウ)と同様、これらの団体に代わって支出した費用がこの契約条項に沿うものであるかどうか疑念が残るところである。

(オ)27 エコの事業の実績報告書には、「仕様書レベルアップ」、「1,112,400 円」と記載されており、その領収書が提出されていない。

この支出内容、領収書の存在について、職員 A に聴取したところ、27 讃歌の事業が契約金額より 100 万円程度上回ったので、これを補てんするため 27 エコの事業の実績報告書にこの金額を上乗せして計上した旨の答述をしている。

27 エコの事業の実績報告書については、平成 28 年 3 月 31 日に検査を実施済みということであるが、その検査が十分行われたものであるかどうか疑念が残るところである。

(カ)27 大山の事業の実績報告書には、事業実施諸費の消耗品として本代 81,596 円が計上されているが、領収書を確認したところ、宮城県にある政治団体から 4 万円の書籍 2 冊を購入したものであるが、職員 A に聴取したところ、過去の経緯からやむを得ず支払ったものである旨の答述をしており、27 大山の事業実施にどう必要だったのか、甚だ疑問である。

ク 各事業の契約書には、大山王国は大山町に受託業務の処理に要した費用の明細を提出して承認を受ける旨の、その報告の際には証憑書類を提出する旨が記載されているが、23 大山、23 震災の事業については実績報告が行われていないため検査が未了、24 大山、25 大山、26 大山、27 大山の事業については期限後に実績報告書が提出された

ため検査が未了という状況であるため、上記キに示したような問題点が浮かび上がってこなかったものと思われる。

【指摘事項】

H 指摘事項Gで示した未提出の実績報告書の提出要求、並びに未実施の検査の実施の際には、上記キで示した問題点を踏まえ、厳格な証憑書類の検査をした上で概算払の精算を実施されたい。

(8) 委託事業に係る費用の私的流用等

表6に示した大山王国から職員Aの預金口座に振り込まれた金額について、職員Aの私的消費、私的財産形成に使用されたのではないかとの疑念もあるところであるが、これは、大山王国の資金をその理事が私的流用していたかどうかという大山王国内部の問題であって、監査委員には、当事者から聴取するなどの権限はないところである。

ただ、理事が大山町職員ということでもあり、大山町職員としての倫理に反することがあったのかどうかという観点から、大山町が保管している関係書類、大山王国から提出のあった証憑書類、職員Aから任意に提出のあった預金取引明細表の範囲内で監査を試みたところであるが、現存する資料では判断がつかないところであり、また、私的消費や私的財産の形成に結びつくような証憑書類等も見当たらないところである。

なお、職員Aからも私的流用等の有無について聴取したところであるが、職員Aはその事実を否定する答述を行っている。

大山王国から提出のあった実績報告書の信ぴょう性、職員Aの申述の信ぴょう性については、全ての取引に係る証憑書類が保存されていない状況であり、これ以上監査を継続したとしても、事実関係の全貌を判断することは困難である。